

神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針の一部改正の概要

1 改正の趣旨

サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」といいます。）について、本県では、適用する行政指導指針として、有料老人ホームに該当するものについては神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「有料指針」といいます。）及び神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針（以下「サ高住指針」といいます。）を、有料老人ホームに該当しないサ高住についてはサ高住指針を定めています。

今般、令和6年度の介護報酬改定を踏まえて有料指針が参考とする厚労省による有料老人ホーム設置運営標準指導指針が改正されたことから並行して進める有料指針の改正部分のうち、サ高住指針に反映すべき規定を主に、所要の改正を行います。

2 改正の観点

- (1) 改正手続中の有料指針のうち、必要と考えられる改正規定への対応
- (2) サ高住の運営実態に合わせた所要の改正
- (3) その他

3 主な改正点

- (1) 改正手続中の有料指針のうち、必要と考えられる改正規定への対応
 - ア 業務継続計画策定の義務付け（指針 11（3））
 - イ 高齢者虐待防止に係る規定の拡充（指針 12（5））
- (2) サ高住の運営実態に合わせた所要の改正
 - ア 職員の衛生管理に係る規定の拡充（指針 10（3））
 - イ 非常災害対策に係る規定の追加（指針 11（4））
 - ウ 衛生管理に係る規定の追加（指針 11（5））
 - エ 金銭管理に係る規定の追加（指針 12（3））
 - オ 敷金の取扱いに係る規定の追加（指針 13（1）イ）
- (3) その他
 - ア 事故報告に係る取扱いの整理（県指針 11（11）エ）
 - イ 文言不備個所の整理

以上